

⑥ 風致地区

都市における良好な自然環境を保全し、自然と調和した緑豊かなまちづくりを目的としたものです。

本市では、昭和 13 年 1 月に観音山風致地区を都市計画決定し、その後、昭和 31 年 3 月に変更し面積約 210ha を定めています。この地区の一部は都市計画公園に指定されており、赤松林におおわれた風光明媚な地域です。

この地区内において、次の行為をする場合は、あらかじめ市長の許可が必要となります。

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ・ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石の類の採取
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ 建築物等の外装の色彩の変更
- ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- 建ぺい率：40%以下
- 高さ制限：15 m以下（第一種低層住居専用地域内の場合 10m 以下）
- 壁面の位置の制限：道路境界線から 2m 以上、隣地境界線から 1m 以上
- 緑化率（敷地面積に対する緑地面積の割合）：10% 以上



決定・変更状況

名称	所在地	面積	都市計画決定
観音山風致地区	石原町 寺尾町 乗附町	230.35 ha	昭和 13 年 1 月 14 日
		210.62 ha	昭和 31 年 3 月 26 日